

令和4年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年10月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和4年10月6日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	閉会	令和4年10月6日	10時08分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		4番	大久保 由美子		5番	末次 明
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也		会計管理者	寺崎 博文	
	副町長	酒井 英良				
	教育長	柴田 昌範				
	総務課長	熊本 弘樹				
	企画政策課長	亀山 博史				
	財政課長	平野 裕志				
	福祉課長	吉田 茂喜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 議案第30号 | 令和4年度基山町一般会計補正予算（第4号） |

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和4年第2回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、大久保由美子議員と末次明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第30号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第30号を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。提案理由の説明に入る前に、今日は傍聴ありがとうございます。臨時会で議案が限られておりますので、こちら側のメンバーが少ないんですが、通常ですと全部の席が埋まっておりますので、それをイメージしていただければと思います。

それでは、令和4年第2回臨時会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第30号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として6,904万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は歳入歳出とも85億5,711万5,000円となります。

補正予算の内容といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の事業費を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第30号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第30号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ6,904万4,000円を追加し、予算総額を85億5,711万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、14款 国庫支出金に6,904万4,000円の追加をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款 民生費に歳入と同額の6,904万4,000円の追加をお願いしております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る事業費補助金及び事務費補助金として、それぞれ6,750万円、154万4,000円の追加をお願いしております。

次に、歳出でございます。

4 ページをお願いいたします。

3 款. 民生費、1 項. 社会福祉費、1 目. 社会福祉総務費では、18 節. 負担金補助及び交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金6,750万円の追加をお願いしております。給付対象1,350世帯を見込み、1 世帯当たり 5 万円の給付を行うものでございます。

そのほか、1 節. 報酬に会計年度任用職員報酬34万7,000円、3 節. 職員手当等に時間外勤務手当41万1,000円、11 節. 役務費に通信運搬費43万5,000円など、事務費として合計で154万4,000円の追加をお願いしております。

事項別明細書までの説明は以上でございます。

続きまして、福祉課長より議案資料にて説明をさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

事業の詳細について御説明をさせていただきます。

議案資料の 2 ページをお願いいたします。

補正予算の事業説明書にて御説明をいたします。

事業名といたしまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業としております。令和 4 年度の単年度事業になっております。

事業の対象といたしましては、基準日、令和 4 年 9 月 30 日現在におきまして、令和 4 年度分の住民税非課税世帯及び令和 4 年 1 月以降の家計急変世帯が給付の対象となっております。

事業計画・内容の概要について御説明いたします。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対しまして、1 世帯当たり 5 万円を給付するものでございます。給付対象者につきましては、基準日、令和 4 年 9 月 30 日におきまして、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、令和 4 年度分の住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症などの影響を受けて、家計が急変しまして住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主としております。

ちょっと記載しておりませんが、対象世帯といたしましては1,350世帯ほどを見込んでいただいております。

現状、目標、課題等につきまして、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対しまして、緊急

支援給付金を給付することによりまして生活資金の支援を行うこととしております。

給付方法といたしましては、基山町のほうから給付対象者に対しまして確認書を送付いたします。給付対象者におかれましては、必要事項を記入の上、返送をいただきまして、その後、基山町のほうにて審査後に給付対象者の銀行口座へ給付金の振込を行う予定としております。

申請期限は令和5年1月末としております。

そして、こちらにも記載しておりませんが、今回の補正予算の御可決をいただきました後のスケジュールといたしましては、対象世帯の抽出作業を行いまして、通知文書の作成、封詰め、また、大体12月初旬までに発送を行いたいと考えております。その後、対象者からの確認書の返信を受けまして、1回目の給付を大体12月中旬ぐらいから振込手続きができればと考えているところでございます。そして、その申請期限が令和5年1月末までとなっておりますので、約2か月間ほど申請書の申請期限を設けたいと考えているところです。

事業費につきましては、総事業費としまして6,904万4,000円と予定しております。

ここで歳入の財源内訳といたしまして、国費で14款2項1目1節、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金といたしまして6,750万円、また、同じく国費で14款2項1目1節、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金といたしまして154万4,000円を計上しております。

こちらは財源としましては全額国庫負担となりますので、一般財源の計上はしておりません。

歳出ですけれども、会計年度任用職員の報酬といたしまして34万7,000円、時間外勤務手当41万1,000円、消耗品費としまして17万8,000円、通信運搬費、口座振込手数料として60万円、また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金といたしまして、1,350世帯分で6,750万円、歳出合計としまして6,904万4,000円の計上をさせていただいているところでございます。

詳細説明については以上になります。

○議長（重松一徳君）

詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩します。

～午前9時41分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

議案第30号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

議案書の1ページをお開きください。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3ページ、歳出について。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

おはようございます。資料からでよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

事項別明細のほうでいいですか。そちらのほうでまた質問してください。

○4番（大久保由美子君）

分かりました。

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入14款2項1目。歳入ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、4ページ、歳出に入ります。

3款1項1目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

すみません、早とちりして。1つだけだったので。

資料をお願いします。

この事案は、今回出ていますが、令和3年度も同じような事案が出ておりましたので、事務としては慣れると言ったら申し訳ないけど、意外とできるのかなとは思っておりますけ

れども。すみません。

それで、前回、令和3年度もありましたように、今回はあくまでも必要事項を記入の上、返送いただくということになって、それをいただいた後に給付対象者に給付金を支払うという説明がございますけれども、前回においてもちゃんと返送があったものか、そして、100%給付ができたものか、それを踏まえたところで、今回、万が一100%でなければ、どういう対応なさるのかをお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

前回、令和3年度の住民税非課税世帯への1世帯当たり10万円の給付につきましても、手続の方法としましては同じでございます。対象者の方に発送いたしまして、返送を受けるといような形を取らせていただいております。

それから、給付の状況につきましては、返送いただいた方につきましては、基本的には100%の給付を行っております。ただ、実際発送した方に対して辞退で返ってくる方たちもいらっしゃいます。また、その申請書を返送されない方もいらっしゃいますので、その方たちに対しては給付はされていないというような状況にはなっております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということは、辞退された方は自分の意思表示をされているからよろしいんですけど、申請書を返信されていない方は本当に辞退なのか、そこがあやふやですので、そこを給付されないということは辞退されたというふうに町としては見られているんですか。それとも、もう一度ぐらい、これは法的にあるものかどうか、再度御連絡することはできるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

国からの方針といたしましては、その確認書が返ってきていないということであれば辞退をしたこととみなすということでされておりますので、町のほうとしても申請がなされなかったということは辞退された方、また、課税世帯の御家族であって扶養を受けられている

方というのは制度の対象外となっておりますので、そこは御自身の判断で扶養になっておりますので、御自身は住民税非課税世帯になりますけれども、対象外になるというような判断をされて、確認書を返送されていなく、連絡もされていませんけれども、辞退をされているという方もいらっしゃるかとは思っております。

今回の事業につきましても、12月上旬頃に広報、ホームページ等で該当世帯への呼びかけについては行おうと考えております。また、返信期間を2か月間取っておりますけれども、その中で返信が遅れているようなことであれば、申請をされていない、確認書の返送をされていない方に対して再通知も行っていきたいとは考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員、もういいですか。（「ちょっとごめんなさい」と呼ぶ者あり）3回目、大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今、再通知をするというところをもう一回詳しく、簡単に結構です。ほかにも質問があるようですので。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

12月上旬頃に確認書の申請書を町のほうから送るんですけれども、その返信期限が1月末までとなっております。1,000世帯以上の返信が返ってまいりますので、恐らくずっと毎週毎週かなりの数が返ってくるかと思うんですけれども、一律に申請書を発送していないというところで再通知を送ると、送った時期と送っていない時期の、返送はされているけど、まだ届いていないというような状況もあるかと思っておりますので、その辺については混乱を招くようなことにもなりかねませんので、最終1月末頃にまだ通知が来ていませんよということであれば、再通知が少し遅過ぎるような感じもしますので、再通知につきましては、返送の来ている状況によって考えていきたいなとは思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありますか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

給付対象者、もう一つの②の件ですね。家計急変世帯ということで、新型コロナウイルス

感染症などの影響を受けた家庭ということで、それを認めたということになりますが、書類審査があると思いますが、こういった形で審査されるのか。それから、言っちゃいけません、不正受給等々、こういったのは出てきますが、そこら辺の対応があると思いますけれども、その基準ですかね、何から比較して、基準がこういったことと細かく指示されているとかあると思うので、そこら辺を説明願えますか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

審査方法につきましては、まず、申請の提出書類といたしましては、令和4年1月から12月までの間で一月間の、例えば、給与明細ですとかを提出いただきまして、その金額を12倍、十二月しまして、総額の所得が住民税非課税世帯と同等になるような世帯につきましては、家計急変世帯の対象世帯となりますので、給付を行うというような形になっております。

不正の防止につきましては、申請の際に要綱とかも今後整備していくようには考えておりますけれども、申請の際に不正受給が発覚した場合には返金をいただくというような国の規定もございますので、そういったところにつきましては、発覚した場合は給付者に対して返金を求めるような手続を行っていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

国費で国の施策でやっている事業ですから、当然そこら辺はしっかりやられると思いますが、十分注意していただきたいということと、もう一点ですね、今50件の見積りですかね。だけれども、これも分からない数字で、逆に大久保議員のときと違って、①についてはかなりはっきり分かっていると思うんですが、物すごく増えるようなことになった場合、これは予算額というか、限度額とかいうものが国で指定されているのか、もしくはちゃんと実績を証明できれば、変更というか、増額の対象になるのか、そこら辺を説明いただきたいんですが。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

家計急変世帯の見込みで50世帯ほど計上しております。こちらの見込みにつきましては、令和3年度の住民税非課税世帯の場合も同様に家計急変世帯という対象がございました。そのときが15世帯ほど申請を受けておりますので、その頃はまだ新型コロナウイルスの影響もかなり大きかったかと考えておりますけれども、今回の令和4年度分につきましては、そこまではいかないけど、少し余裕を見まして50世帯ということで見込んでおります。

ただ、予想以上に多くなって予算では足りなくなった場合がありますたら、補正予算等でまた対応させていただいて、12月までの申請となっておりますので、12月補正をさせていただいて、少し追加をさせていただくような体制を取らせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

同じところの家計急変世帯の件なんですけど、1月から12月ぐらいまでの1か月間ということを出すと、商売とかしてあると収入が多い月もあったり、極端に少ない月とかあると、その一番少ない月を出すというのもちょっと変なような気がするんですけども、それで、こういう場合は前年比で急落したんじゃないくて、例えば、前年比2,000万円あったのが300万円になったからという形じゃなくて、あくまでも住民税非課税世帯の水準に合わせた形で、それを下回ればこの対象になるということなんですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

実際のところ、前年度との比較等ではなくて、前年度、令和3年度は所得があって、令和4年度は課税世帯になっている世帯が②番になりますけど、今年度課税世帯であっても令和4年1月から12月までの一月間の所得が落ちているということであれば、そこを12月分ということで見るとなっております。

ただ、先ほど御商売とかいう話をされてありましたけれども、実際この家計急変世帯には対象にならない世帯というのが、農林業とかに従事をされている方で、例年、収入が少ない時期が実際あるという方が恐らくいらっしゃるかと思うんですけども、その一番少ない時期を12倍かということでは、それは対象外になりますので、あとは定年退職で昨年度までは働いていましたけど、今年度は退職されて収入がなくなった。じゃ、それは対象かというのと、

そういうのも対象外になっております。あくまでも新型コロナウイルス感染症など、あとは離婚をされたとか、そういったので大きく所得が減ったというような世帯が対象となっておりますので、②の家計急変世帯につきましては、そういったところが対象になっているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

家計急変世帯については、あんまり書類が複雑になるといけないと思うんですけども、やはりその辺はしっかり判定していただきたいと思います。

それと、こういう対象の可否というのは過去にも新型コロナウイルス感染症の臨交金とかでもあったと思うんですが、こういう場合の微妙なところで、あと1ポイント違うと可になっていたのに、1ポイント差でならなかったとかいうことでトラブルになったということは、基山町としては新型コロナ等ではなかったんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

実際、令和3年の住民税非課税世帯への給付金につきまして、そういったトラブルというのはあっておりませんし、臨時交付金等でいろんな給付金も、こちらのほうからプッシュ型で対象者を抽出している分もございますけれども、そういったことでトラブルになったというのは今のところはないところでございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

給付金ではありませんけど、事業者対応のところでは少し、トラブルとまではいきませんが、そういう見解の相違みたいなことはありました。

それからあと、今回この給付金につきましては、今まさに住民税非課税世帯の外側の準非課税世帯的なものについて、町独自の臨交金で、これは5万円ですが、その半額の2万5,000円ぐらいを今検討しております。これはまた臨時議会を今後開かせていただきますし、その前に議会からの要望、提案書にもお答えさせていただきたいと思いますので、そういったと

ころで、5万円ではございませんけど、2万5,000円とかで拾えるということがありますので、ただ、じゃ、今度は2万5,000円の一番外のところでまたトラブルがないかと言われたら、これはずっとたちごっこにはなりますけれども、ただ、本当に厳しい方々については、そこで緩和ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

DV被害者の場合ですが、住民票がないということですのでけれども、これは把握できるのかどうかですね。いや、あくまで申請によりますからということなのか。いや、住民票はありませんけれども、こちらで把握できますということで支給できるということなののでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

令和3年度の住民税非課税世帯への10万円給付のときに、その前、令和2年度の定額給付金の1人当たり10万円の給付があったときに、DV避難者の方が3世帯ほどございました。ですので、令和3年度も一応その3世帯ということで予定はしておって、たしか連絡をしたんじゃないかなと思うんですけども、この対象世帯の恐らく所得要件を満たされていなかったんでしょうか、給付の対象としての申請は上がらなかったところがございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、把握はできるわけですね。把握して連絡できると。向こうが申請するかどうかは別にして、それはできるということなんですか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

昨年度、令和3年度の際は令和2年度の定額給付金の世帯のところにお電話は可能でしたが、それ以降にDVで避難されているとかいうのは、ちょっと情報等が町のほうにも

入ってきていないところもございますので、その辺につきましては連絡できない方がいらっしゃると思います。ですので、12月上旬の広報とホームページ等になりますけれども、そういった世帯の方がいらっしゃるということであれば、呼びかけのほうを行っていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。大久保議員はちょっとすみません、もう3回終わっていますので。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結します。

次に、議案第30号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第30号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第30号は可決されました。

以上をもちまして令和4年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時08分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松 一 徳

基山町議会議員 大久保 由美子

基山町議会議員 末 次 明